

千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上を図るため、営業に困難を来していると認められる公衆浴場を営む者に、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱において、補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場のうち、千葉県公衆浴場法施行条例（平成24年千葉県条例第82号）第2条第1項に規定する一般公衆浴場であつて、当該入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で営業している公衆浴場を営む者。

(2) 直近の税務に係る申告書等において、別紙に定める算定方法等により浴場営業に係る経営収支実績に欠損額が生じた公衆浴場を営む者。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、直近の税務に係る申請書等の算定に用いられている、当該公衆浴場の営業に直接要した経費とする。

2 公衆浴場の営業に直接要した経費は別紙に定める。

(補助率及び補助額)

第4条 補助額は経営収支欠損額の2分の1以内とし、1浴場あたり25万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、毎年度1月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、直近の税務に係る申告書等の写しを添付の上、市長に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付請求書（様式第3号）に、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定兼額確定通知書の写しを添付の上、市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第8条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定取消通知書（様式第4号）によるものとする。

（返還命令）

第9条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金返還命令書（様式第5号）によるものとする。

（申請等の委任）

第10条 千葉市公衆浴場組合長（千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合千葉支部長）（以下、「組合長」という。）が、補助対象者から委任を受け、第5条の補助金の交付の申請及び実績報告並びに第7条の交付の請求を行うときは、第5条及び第7条に規定する書類のほか、それぞれ次の各号に定める書類を添付するものとする。

（1）補助金の交付の申請に関すること。

委任状

事業報告内訳書（様式第6号）

（2）補助金の交付の請求に関すること。

委任状

補助金額内訳書（様式第7号）

2 組合長が、前項の規定による委任を受け行った第5条の申請に対し、市長が第6条の規定による通知をするときは、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金

交付決定兼額確定通知書に、補助金額内訳書(様式第7号)を添付するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金の交付に関し必要な事項は、医療衛生部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月15日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

2 第5条交付の申請について、平成20年度においては申請期日を3月末とする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別 紙

第1 経営収支実績の算定

要綱第2条第2号の経営収支実績に係る各項目の算定方法等は、次のとおりとする。

- 1 経営収支実績において、補助対象経費から入浴料金収入額を引いた額を経営収支欠損額とする。

$$\text{経営収支欠損額} = \text{補助対象経費} - \text{入浴料金収入額}$$

- 2 入浴料金収入額は、入浴料金として直接徴収した金額と、入浴料に係る補助金及び委託料を合わせた額とし、その他の雑収入は含めないものとする。

第2 公衆浴場の営業に直接要した経費

- 1 要綱第3条の公衆浴場の営業に直接要した経費は、次のとおりとする。

- (1) 用水費
- (2) 燃料費
- (3) 光熱費（電力費、水道光熱費を含む）
- (4) 消耗品費（消毒薬、入浴剤は除く）
- (5) 浴場の修繕費（設備改善補助金交付分は除く）
- (6) 人件費（専従者給与、給与手当、雑給、役員報酬及び個人事業主の人件費を含む）

- 2 前項第6号に規定する個人事業主の人件費は、次の方法で算出するものとする。ただし、県が別に定める方法で算出した個人事業主の人件費に代えることができる。

$$A = 365 \text{日} \div 7 \text{日} \times a \times b \times c$$

$$B = A \div 12 \text{月} \times d$$

$$C = A + B$$

A : 個人事業主の年間労働賃金額 (万円) 千円以下切り上げ

B : 個人事業主の賞与 (万円) 千円以下切り上げ

C : 個人事業主の人件費 (万円)

a : 1日当たりの平均的労働時間数 10時間 (定数)

b : 1週間当たりの平均的労働日数 6日 (定数)

c : 千葉県の最低賃金時間額 (円)

d : 人事院勧告に準ずる夏、冬の賞与月数

※ c及びdについては、前年度の1月1日現在の数値とする。

千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付申請書兼実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱に基づく経費について、要綱第 5 条の規定により補助金の交付を申請するとともに、実績について報告します。

浴場名		
入浴料金収入額		
営業経費	補助対象経費	
	補助対象外経費	
経営収支欠損額 (補助対象経費－入浴料金収入額)		
経費配分	補助金額 (補助金申請額)	
	自己資金等	
年間入浴者数		

【添付書類】直近の税務に係る申告書等の写し

補助対象者から委任を受け申請を行う場合は、併せて以下の書類を添付すること。

- ・委任状
- ・事業報告内訳書（様式第 6 号）

様

千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金について、次のとおり交付決定及び補助金額を確定したので、千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

経営収支欠損額	
補助率	経営収支欠損額の 2 分の 1 以内 (ただし、1 浴場あたり 25 万円を限度とする。)
補助金の交付決定及び確定額	
備考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付請求書

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により確定した補助金について、千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付確定額	
交付請求額	

【添付書類】 千葉県公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定兼額確定通知書の写し

補助対象者から委任を受け請求を行う場合は、併せて以下の書類を添付すること。

- ・ 委任状
- ・ 補助金額内訳書（様式第 7 号）

様

千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	
取消額	
取消後の交付決定額	
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金返還命令書

千葉市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	
補助金の既交付額	年 月 日 円 年 月 日 円 計 円
補助金の交付確定額	
返還すべき金額	
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

事業報告内訳書

氏名 法人名及び 代表者氏名	住所 (事務所所在地)	浴場名	入浴料金 収入額	営業経費		経営収支 欠損額	経費配分		年間 入浴者数
				補助対象 経費	補助対象外 経費		補助金	自己資金等	
計									

様式第7号

補助金額内訳書

氏名 法人名及び 代表者氏名	住所 (事務所所在地)	浴場名	補助額 (単位:円)
計 件			

(例示)

委任状

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

委任者
施設の所在地
施設の名称
施設の申請者

印

私は下記の者をを代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

受任者
所 在 地
名 称
氏 名

印

委任事項

千葉市公衆浴場組合経営基盤安定化補助金交付要綱第10条に規定する次の事項

- (1) 補助金の交付の申請に関すること。
- (2) 補助金の交付の請求に関すること。
- (3) 補助金の受領及び返還に関すること。